

葛巻町農業委員会 第29回総会議事録

1 日 時 令和2年11月20日(金) 午前11時20分から午前11時

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

⑨ 星 野 順 子

6 議事録署名委員

② 門 場 政 一 ⑧ 南 坂 スガ子

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

主 幹 　　ただ今から葛巻町農業委員会第29回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

【 あいさつ 】

会 長 　　ご苦労さまです。
新型コロナウイルスの関係で皆さんも心配しているところだと思います。爆発的な感染
はまだ確認されていないようですが、より一層の注意が必要な状況です。若い人は重症化
しないということでしたが、高齢者や持病のある方は、命に関わることもあるということ
ですので、まずは感染をしないようにしていただくこと、そして万が一感染してしまった
場合は移さないように努力していただきたいと思います。

それから、昨日届きました全国農業新聞に、藤森委員の記事が記載されております。皆
様にぜひご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 開 会 】

議 長 　　それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第29回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、8番星野委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1》

議 長 　　日程第1「議事録署名委員 の指名」を行います。
議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、9番南坂委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

《日程第 2》

議 長 　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 　　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長 　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 　　松尾主幹。

主 幹 　　はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
11月11日 (水)	中山間地域の農業振興・地域づくりを考える 研修 会 (農業委員会特別研修会) (盛岡市 都南文化会館キャラホール)	深澤会長、門場職務代理 川崎委員、藤森委員 松浦事務局長、松尾主幹

11月13日（金）	盛岡広域管内第1回地方推進会議 （滝沢市 産業文化センターアピオ）	松尾主幹
11月16日（月）	現地確認調査 （町 内）	川崎委員、久保委員 松浦事務局長、松尾主幹

以上でございます。

議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【松尾主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は1ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

●●●●●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。

農地の所在は●●第●地割●●●●で、●●●●地区の●●●●さん外3名所有の田1筆7,282㎡と畑1筆4,368㎡ 合計11,650㎡であります。

申請地の位置につきましては7ページをご覧ください。

調査書は2ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているのとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

砂利採取後は、速やかに現状回復を行うものであります。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案はそれぞれ現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を6番久保委員にお願いします。

【6番 久保委員 挙手】

議長 久保委員。

6番 現地確認結果を報告します。

この案件は、砂利採取に伴う一時転用でございます。

申請のあった●●第●地割●番●は、飼料畑としてデントコーンが作付けされておりました。また、●●第●地割●は、牧草地として使用されておりました。

貸借期間は許可日から1年間で、転用業者の説明では、工事完了後は、原状復帰するということでした。

申請のあった場所は、町道に隣接しており、砂利採取に伴う土地利用上の影響はないものと思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

議 長 以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 **【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第1号「農地法第5第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。

議 長 よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 **《日程第5》**

議 長 次に日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【松尾主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。

議 主 幹 議案書は13ページから15ページをご覧ください。

議 主 幹 「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

議 主 幹 利用目的や期間、賃借料等の詳細や面積などについては、それぞれ、お目どおしいた
きたいと思います。

議 主 幹 1番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑2筆52,034㎡を、●●●地区の●●●●さんと
使用貸借するものです。

議 主 幹 2番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑2筆13,868㎡を、●●●地区の●●●●さ
さんと賃貸借するものです。

議 主 幹 3番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆1,199㎡を、●●●地区の●●●●さんと使
用貸借するものです。

議 主 幹 ここまでの1番から3番までは、すべて新規となります。

議 主 幹 4番は、●●●●●●の●●●●●●さん所有の畑1筆2,209㎡を、●●●地区の●●●●
●●さんと賃貸借するものです。

議 主 幹 5番は、●●●地区の●●●●●●さん所有の畑2筆1,733㎡を、同地区の●●●●●●さんと賃貸
借するものです。

議 主 幹 6番は、●●●地区の●●●●●●さん所有の畑1筆1,414㎡を、●●●地区の●●●●●●さんと賃
貸借するものです。

議 主 幹 7番は、●●●●●●の●●●●●●さん所有の畑1筆10,603㎡を、●●●地区の●●●●●●さんと賃
貸借するものです。

議 主 幹 4番から7番までは、すべて再設定となります。

議 主 幹 以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て」は原案のとおり決定いたします。

議 長 《日程第6》
次に日程第6「議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることに
ついて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【松尾主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は16ページからご覧ください。
この案件は、●●●第●地割字●●●の畑651㎡で、所有者は●●●地区の●●●●さん
です。
農地以外の目的に供されるに至った事由は、父である亡き●●●●さんが、昭和49年に
一般住宅として新築する際に、農地転用許可が必要なことを知らずに住宅を建築してしま
い、息子である竹花清美さんが、本年の9月に住宅をリフォームしようと、合併浄化槽設
置のための建築確認を受けようとした際、地目が畑のままの場所に、自宅が建っているこ
とが判明したものです。
また、新築した建物を登記する際にも、旧住宅と同じ地番で登記してしまい地番にも誤
りがあるものです。
申請地の位置につきましては 18ページをご覧ください。
●●●●地区の集落になります。
なお、地区担当の遠藤推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので
併せて申し添えます。
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

議 長 【5番 川崎委員 挙手】
川崎委員。
現地確認結果を報告します。
この案件は、農地転用許可を受けずに住宅を建設していた土地について、農地法の適用
外証明をするものであります。
現在、木造住宅1棟が建設されており、農地とは認められませんでした。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議 長 次に日程第7「議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【松尾主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は19ページと20ページをご覧ください。
農地・非農地の判断は、今年7月21日に実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」第4(1)に基づき判定していただくものでございます。

1筆ごとの状況及び写真については、先月の総会終了後、その他の部分で一度ご説明しておりますので省略させていただきます。

なお、その後、再度精査いたしまして、11筆の非農地判断予定地のうち、●●●地区の●●●●●さんの農地は一部、野菜畑として使用していたことから非農地の予定地から外させていただきました。

また、●●●の●●●さん所有の●●地区の農地についても、一部は山林化しておりましたが、一部は駐車場として永久転用しておりましたので分筆しない限りは一筆全部を非農地とするのは難しいと判断し、こちらも非農地の予定地から外させていただきました。

以上、2筆を除いた結果、対象者数は全部で8戸、9筆となり、面積は14,790㎡となりました。

議 長 以上でございます。
以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」は9筆全てを「非農地」と判断することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」は9筆全てを「非農地」と判断することに決定いたします。

- 携帯電話無線基地局の工事は未着工であり、牧草地のままでした。
- 2番目の案件は、令和元年8月9日付けで一時転用の許可をした土地の、1年後の状況を報告するものです。
- 申請の土地には、風況観測装置が設置されておりました。
- 以上です。
- 議長 以上で説明が終わりました。
- 【「なし」の声】
- 議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。
- 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第29回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年12月8日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____